

この1票 輝く秋田へ 願いをこめて

知事・県議一般選挙投票日

4月9日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

入場券はハガキです



統一地方選挙がスタートしました。4月9日は知事選挙、県議会議員一般選挙の投票日です。秋田県の、そして郷土の将来を左右する大事な選挙ですから、必ず投票しましょう。

『あなたが選ぶ 秋田の未来』

投票できる人

年齢・4月9日現在で満20歳以上の人(昭和50年4月10日までに生まれた人)

転入・3月30日現在で3カ月以上継続して大館市に居住している人(平成6年12月30日以前から大館市に居住していて、住民基本台帳に登録されている人)

6年12月31日以降に県内から大館市へ転入した人

転入前の市町村で投票することになります。

この場合「現在地住民登録証明書」が必要ですので、投票日の前に大館市市民課で交付(無料)を受けてから投票所へ行ってください。なお、これに該当する人でも転入前の市町村の選挙管理委員会

で手続きすると、大館市で不在者投票できます。

入場券

▽入場券はハガキです。個人ごとに郵送しましたのでお確かめください。

▽入場券は2回使えます。市長・市議選挙にも使えますから大切に保管してください。

▽入場券に記載されている「投票所名」を確認し、投票日当日に忘れずご持参ください。

投票用紙には氏名を記入

知事選挙・県議選挙では、それぞれ投票用紙に候補者の氏名を書くことになります。どちらの選挙も、投票用紙、候補者氏名をよく確かめて、書き方を間違えないようご注意ください。

▽入場券を紛失した場合は、投票日当日に投票所で再発行します。

▽3月13日以降に市内で転居した人については、入場券を転居前の住所へ郵送しています。投票所を間違えないようご注意ください。

▽入場券が届いていない場合は、市選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票

投票日当日、仕事の都合や旅行等で不在の人などは、前もって不在者投票できます。

期間・4月8日まで

8時30分～17時(土、日曜日でもできます)

ところ・市選挙管理委員会事務室(市役所第2会議室)

持参するもの

入場券、印鑑(ハンコ)

※不在者投票する人は、不在期間、行き先の住所、用務内容、職業などを宣誓書(用紙は選挙管理

注意

・欄内に一人書くこと
・候補者の氏名だけ書くこと

候補者氏名



委員会事務室にあります)に書かなければなりません

出稼ぎ等の場合

出稼ぎなどで他市町村に滞在中の人は、滞在中の市町村で不在者投票できます。この場合は不在者投票の投票用紙等を市選挙管理委員会へ請求してください。

指定病院に入院中の場合

指定病院(市立総合病院、労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院)に入院中の人で歩行困難な人は、病院内で不在者投票できます。

重度の障害がある人

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている人で、重度障害(歩行が困難)がある人は郵便で不在者投票できます。この場合、市選挙管理委員会に郵便投票証明書等を請求してください。

市選挙管理委員会

☎49-31111

(内線296・297)

☎42-99331(直通)